

Contents

P 2-3 「多文化共生とは」 P 4-5 「FUNN加盟団体インタビュー」 P 6 「インターン活動レポート・FUNN活動レポート」 P 7 「イベント情報」



博多どんたく港まつり「どんたくパレード」



伝統竹楽器「アングルン」ワークショップ



日本・インドネシア料理交流会



インドネシア・カルチャー・ディ「サマン踊り」ワークショップ

多文化共生とは……

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと(総務省)

出入国在留管理庁の発表によると2020年6月末現在の在留外国人は約288万6千人。在留資格別では永住者が約80万人と最も多く、次いで技能実習生が約40万2千人となっています。

今や、日本に住む外国人は、経済発展の一翼を担う労働者として、また地域社会の構成員として、日本にとって大切な人材であり、ともに働き、ともに暮らす多文化共生社会の実現が望まれています。

……

今回はNPO法人トウマンハティふくおかの代表理事の弥栄睦子さんに、寄稿いただきました。インドネシアの留学生をはじめとした在住外国人支援の活動例とともに、皆さんと一緒に多文化共生について考えてみませんか。

寄稿：NPO法人トウマンハティふくおか

代表理事 弥栄睦子(産業カウンセラー)

多文化共生とは

多文化共生が明確に示されたのは2006年3月総務省が作成した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」地域における多文化共生の推進に向けてである。同年12月には外国人労働者問題関係省庁連絡会議で「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」が取りまとめられ、その中には「外国人と地域社会との間には、言葉や習慣等の違いから、軋轢、摩擦が生じている場合が少なくない。また、不安定な雇用等の労働環境から、生活が十分に安定しているとは言い難い状況もある。さらに、不就学や日本語学習が困難等の外国人の子どもの教育の問題は、その子どもの将来を考えた場合に大きな問題となることが想定される。我が国としても、日本で働き、また、生活する外国人について、その処遇、生活環境等について一定の責任を負うべきものであり、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを受容し生活できるような環境を整備しなければならない」と書かれている。この指針に基づき、各地方公共団体では日本語教室、外国語による情報提供（防災関連含む）、外国人相談窓口の設置、外国にルーツを持つ子どもの学習支援などに取り組んできた。

福岡市の地域国際化支援

福岡市の在住外国人は2019年12月末時点で約3万9千名、福岡市人口約155万4千名のうちの2.6パーセントを占める。国籍は中国、韓国ま

たは朝鮮に次いでベトナム、ネパールが多く、2014年との比較ではベトナム人が317%、ネパール人が184%の増加となっている。福岡市の多文化共生推進は、従来より公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団が中心となり「市民の国際交流を促進する事業」「在住外国人及び外国人学生を支援する事業」等を通してけん引役を担ってきた。2019年4月に「地域共生コーディネータ」が設置され、よかトピア国際交流財団は市と連携して、公民館や校区への通訳や外国人講師の紹介、さまざまな文化交流会の企画サポートなど「地域の国際交流」に力を入れている。

トウマンハティふくおかの活動

当会でも2003年の任意団体設立以来、インドネシアの留学生と共に、福岡市民とインドネシアの交流を深めるさまざまな活動を行ってきた。インドネシアカルチャーデイ、料理交流会、伝統竹楽器による演奏活動、博多どんたく港まつりでのパレードなど、日本人とインドネシア人が交流する機会を提供。留学生だけでなく、EPA看護師・介護福祉士候補者、技能実習生も参加し、彼らが母語で話し、母国の料理を楽しむ場にもなっている。2014年NPO法人になってからは多文化共生の推進も活動の大きな柱の一つに掲げ、福岡アジア都市研究所の市民研究員として「ムスリムの人も気軽に訪れ、ともに暮らせる街づくりに向けた研究」発表、職業性ストレス簡易調査票（57項目）多言語化事業、福岡在住外国人「特別定額給付金」申請手続き等サポート事業など、インドネシアに縛られない活動を展開している。

よかトピア国際交流財団の取り組み

「在住外国人及び外国人学生を支援する事業」のうち、「地域の国際交流」分野での支援メニュー

- ・通訳・翻訳
- ・講師紹介
- ・日常生活アドバイス
- ・外国人学生を活用した相互理解の講演
- ・地域行事企画サポート
- ・情報提供



堅粕公民館 留学生とのふれあい交流



玉川公民館 料理交流会



南区役所(横手校区) 居住外国人防災サポータ養成講座



箱崎公民館 町歩きボランティア養成講座

日本人と外国人の壁をなくすには

これまでの各地方公共団体の積極的な取り組みで行政の外国人受け入れインフラ整備や日本人側の「地域に異文化を知り、違いを認め合う」土壌づくりは整ってきたと感じている。しかしながら「対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」には外国人との間にある気持ちの垣根をなくし、外国人側からの積極的な参加が求められる。

そのためには、その国の文化などをよく理解している日本人(NGOや友好協会、国際交流団体等)が彼らに手を差し伸べ、メンタールの役割を持ち、地域と結び付けていくことが大事だと感じている。

特定技能登録支援機関とNGOの連携

2018年12月、外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法が成立し、新たな在留資格として「特定技能1号」と「特定技能2号」が創設され、14の業種で単純労働を含めて就労することが認められた。特定技能外国人の受け入れにあたっては、受け入れ機関(企業)に10項目の支援計画が義務付けられた。そのなかには、日本語学習の機会の提供や日本人との交流促進に係る支援などが盛り込まれ、入国から出国まで、地域や日本語ボランティアなどと連携しながら彼らを支援していくことが求められている。

これを受けて当会は、2020年10月10日、特

定技能外国人の受け入れを実務サポートする特定技能登録支援機関と社会保険労務士、日本語教師、産業カウンセラー等で第1回目の技能実習生支援のための勉強会を開き、連携の可能性を探った。そして今、

特定技能登録支援機関と積極的にタイアップし、海外の送り出し機関への同行(現地スタッフの活用)、オンラインセッション等での通訳、日本語の学習支援(日本語パートナーズ卒業生の活用、Zoom等での対応等)、精神的なサポート(産業カウンセラー)のほか、当会が主催する日本人との交流イベントや地域行事への誘い等、当会の強みをフルに生かし、一貫したサポートができないか検討中である。NGOと各専門家、地域とのチームで外国人労働者支援のモデルを作ることができれば、今後、送り出し機関も優秀な人材を安心して送り出すことができ、受け入れ機関も外国人労働者たちが安心して働ける環境を提供できるのではないかと考えている。

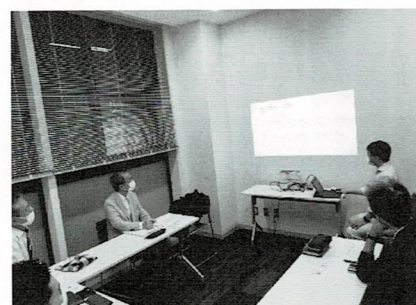
多文化共生社会⇨国際社会

多文化共生社会の実現は、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の「包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用及びディーセント・ワークを促進する」「各国内及び各国間の不平等を是正すること」につながっていくものである。

世界中の誰もが、民族・宗教・文化の違いを理解し、国を越え、言葉の壁を越えて「地球市民」「トウマンハテイルの友」となる、そのような「多文化共生社会⇨国際社会」が早く訪れることを願っている。

特定技能外国人の支援計画(出入国管理庁資料より)

<p>①事前ガイダンス</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明 	<p>②出入国する際の送迎</p> <ul style="list-style-type: none"> 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行 	<p>③住居確保・生活に必要な契約支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人になる・社宅を提供する等 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助 
<p>④生活オリエンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明 	<p>⑤公的手続等への同行</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助 	<p>⑥日本語学習の機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等 
<p>⑧日本人との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等 	<p>⑨転職支援(人員整理等の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供 	<p>⑩定期的な面談・行政機関への通報</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報 



技能実習生支援のための勉強会



ハラル・レストランで茶道教室の打ち合わせ